平成22年(あ)第2011号 監禁致傷,傷害被告事件 平成24年7月24日 第二小法廷決定

主

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中370日を本刑に算入する。

理由

弁護人長谷川紘一,同水野泰孝の上告趣意のうち,判例違反をいう点は,事案を 異にする判例を引用するものであって,本件に適切でなく,その余は,憲法違反を いう点を含め,実質は単なる法令違反,事実誤認,量刑不当の主張であって,刑訴 法405条の上告理由に当たらない。

なお, 所論に鑑み, 職権で判断する。

原判決及びその是認する第1審判決の認定によれば、被告人は、本件各被害者を不法に監禁し、その結果、各被害者について、監禁行為やその手段等として加えられた暴行、脅迫により、一時的な精神的苦痛やストレスを感じたという程度にとどまらず、いわゆる再体験症状、回避・精神麻痺症状及び過覚醒症状といった医学的な診断基準において求められている特徴的な精神症状が継続して発現していることなどから精神疾患の一種である外傷後ストレス障害(以下「PTSD」という。)の発症が認められたというのである。所論は、PTSDのような精神的障害は、刑法上の傷害の概念に含まれず、したがって、原判決が、各被害者についてPTSDの傷害を負わせたとして監禁致傷罪の成立を認めた第1審判決を是認した点は誤っている旨主張する。しかし、上記認定のような精神的機能の障害を惹起した場合も

刑法にいう傷害に当たると解するのが相当である。したがって、本件各被害者に対 する監禁致傷罪の成立を認めた原判断は正当である。

よって、刑訴法414条、386条1項3号、181条1項ただし書、刑法21 条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 千葉勝美 裁判官 竹內行夫 裁判官 須藤正彦 裁判官 小貫芳信)